ドローンインパクトチャレンジ会員利用規約

第1条 目的

ドローンインパクトチャレンジ会員利用規約(以下「本規約」という)は、FPV Robotics 株式会社(以下「甲」という)とドローンインパクトチャレンジ会員申込者(以下「乙」という)との間の契約関係(以下「本契約」という)を定めるものである。

第2条 会員加入の申込

- 1 乙は、ドローンインパクトチャレンジ会員への加入を希望する場合、甲所定の方法により会員加入の申込を 行わなければならない。
- 2 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙が甲の主催・後援するドローンの競技会(以下「Drone Impact Challenge」という) に会員価格で参加することを許諾する。ただし、乙は、Drone Impact Challenge への参加にあたり、甲が別途定める Drone Impact Challenge に関する規定を遵守するものとする。
- 3 甲は、第1項の申込を承諾した場合、乙がドローンインパクトチャレンジ会員限定のイベントに参加することを許諾する。
- 4 甲は、第1項の申込を承諾した場合、乙に対し、ドローン競技に関する情報をメールマガジンとして提供する。
- 5 甲が第1項の申込を承諾した場合、乙は、甲が認定するドローン飛行場(以下「認定飛行場」という)をドローンインパクトチャレンジ会員料金で利用することができる。ただし、乙は、認定飛行場の利用にあたり、認定飛行場が別途定める認定飛行場の利用に関する規定を遵守するものとする。
- 6 甲が第1項の申込を承諾した場合、乙は、甲が締結する団体保険に基づき、「ドローン・パイロット補償」 を受けることができる。
- 7 甲は、甲の判断により、いつでも第2項から第6項に規定するサービス(以下「本サービス」という)の全部または一部を中断、変更、終了することができ、甲は、本サービスの中断、変更、終了によって乙に生じた損害や不利益について、一切責任を負わないものとする。

第3条 権利の譲渡等

- 1 乙は、Drone Impact Challenge に参加する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れ その他形態を問わず処分することができない。
- 2 甲は、ドローンの協議会を主催・後援する法人に対し、本契約に基づく契約上の地位及び権利義務の全部を 譲渡すること(以下、「本地位等譲渡」という。)ができるものとし、乙は本規約の同意をもって事前に本地 位等譲渡について書面による同意を行ったものとする。甲は、本地位等譲渡により本契約に定める全ての義務 を免れるものとする。

第4条 会員証の交付

甲は、第2条第1項の乙の申込を承諾し、第7条に規定する乙の年間費の入金を確認した場合、乙に対し、会員証を発行する(会員証の発行日を以下「会員証発行日」という)。

第5条 業務委託

- 1 甲は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
- 2 前項の場合、甲は当該第三者に対し、会員情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとする。

第6条 契約期間

本契約の有効期間は、会員証発行日から1年間とする。ただし、乙は、第7条第2項の手続きにより、本契約の有効期間を1年間延長することができる。

第7条 年間費

- 1 乙は、第2条第1項の申し込みにあたり、年間費4,000円(消費税込)を甲の指定する口座に振り込む方法により、支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料は乙の負担とする(以下、手数料について同じ)。
- 2 乙は、本契約の有効期間の最終日の1か月前までに、年間費4,000円を甲の指定する口座に振り込む方法により、支払うことにより、本契約の有効期間を1年間延長することができる。以後も同様とする。
- 3 甲は、乙が甲に対して支払った年間費について、本契約が途中で終了した場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとする。

第8条 会員情報の取扱い

甲は、甲が規定する個人情報保護方針の定めるところにしたがい、本契約に関連して乙から取得した個人情報その他の会員情報を取り扱う。乙は、当該個人情報保護方針にしたがって甲が乙の個人情報を取扱うことについて同意するものとする。なお、甲は、裁量により、乙が甲に提供した情報・データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として利用、提供および公開することができるものとし、乙はこれに異議を唱えないものとする。

第9条 責任制限

甲は、甲の故意または重過失による場合を除き、本サービスに関して乙に与えた損害のうち、直接かつ現実に 生じた通常損害に限り、賠償責任を負うものとする。

第10条 反社会的勢力との関係を理由とする解除

- 1 甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除することができる。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下あわせて「暴力団等」という)である場合、又は過去に暴力団等であった場合
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人又は法人であるとき
- (3) 役員又は従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
- (4) 刑事事件によって逮捕若しくは勾留された場合又は刑事訴追を受けた場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、甲又は顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、 暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (6) 甲又は顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、又は自身の関係団体若しくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
- 2 乙が第1項の事由のいずれかに該当した場合には、乙は、甲からの通知催告等がなくても、甲に対する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとする。
- 3 第1項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、乙に生じた損害につき一切責任を負わない。

第11条 準拠法、合意管轄裁判所

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟・調停の必要を生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 規約の変更

- 1 甲は、必要と認めたときに、乙へ予告なく本規約及び本規約に付随する規定の内容を変更することができる。
- 2 本規約又は本規約に付随する規定の変更については、甲が変更を通知(第2条第4項のメールマガジンを含む)した後10日以内に乙が異議を申し出ない場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

制定: 平成 28 年 7 月 28 日